

## 取引時確認等についてのお知らせ

### 取引時確認について

郵便貯金のご利用にあたっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の規定に基づき、お客さまご本人について取引時の確認をさせていただきます。

このため、当機構が郵便貯金管理業務を委託している株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口では、次のとおり各種お取引の際に、お名前、ご住所、生年月日の記載がある公的機関が発行した証明書類等により、ご本人さまであることを確認させていただくとともに、お取引を行う目的、ご職業などの確認をさせていただく場合がございます。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 取引時確認ができない場合は、各種お取引のご請求をお受けできませんので、ご了承ください。

#### 1 対象となるお取引

200 万円を超える大口の払戻し、法令に基づくお客さまのご住所、お名前などの確認が行われていない場合について、取引時確認をさせていただきます。

※ これらのお取引以外にも取引時確認をさせていただく場合がございますので、ご協力をお願いします。

#### 2 注意事項

(1) ご提示いただいた証明書類はコピーを取らせていただくか、お名前、ご住所、生年月日などを書き写させていただきます。

※ 証明書類は原本をお持ちください。有効期限のある証明書類は、有効期間内のものに限りま。

有効期限のないものは、発行後 6 か月以内のものをお持ちください。

(2) お取引の内容によっては、以前に確認を実施した場合でも、改めて確認が必要です。

### 払戻し等の場合における証明書類の提示について

次のお取引においては、証明書類の提示をいただき、お客さまの口座の名義人ご本人さま、またはその代理人さまであることを確認させていただいております。証明書類を提示いただけない場合は、各種お申込みやお取引の請求をお受けできませんので、ご了承ください。

- ・ 50万円以上の払戻しをされる時
- ・ 紛失または盗難により通帳・証書等の証書払をされる時

※ これらのお取引以外にも証明書類の提示をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。

### **代理人によるお手続きについて**

代理人の方が請求される場合で、50万円以上の払戻し等の場合は委任状の提出が必要です。また、50万円未満の払戻し等であっても、委任状の提出が必要となる場合がございます。

<取引時確認等について、ゆうちょ銀行のページは[こちら](#)から>

※ゆうちょ銀行のページに遷移します。